



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1493 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
- 1494 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1495 かつらぎ高野山系県立自然公園の区域の変更 (環境生活総務課)
- 1496 かつらぎ高野山系県立自然公園の公園計画の変更 (")
- 1497 かつらぎ高野山系県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")
- 1498 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1499 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1500 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)

○ 正誤

平成17年3月31日付け和歌山県報号外(7)中

告 示

和歌山県告示第1493号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 特約業者の氏名又は名称
藤井彦次郎
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野925の1番地
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成17年7月31日

和歌山県告示第1494号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

- 2 調査を行った時期

平成11年5月1日から平成13年3月15日まで

- 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区

- 5 認証年月日

平成17年11月2日

和歌山県告示第1495号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第5条第1項の規定に基づき指定したかつらぎ高野山系県立自然公園の区域を次のとおり変更する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び関係振興局並びに関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 変更により削除する区域

伊都郡かつらぎ町大字萩原の一部

- 2 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1496号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第7条第1項の規定に基づき決定したかつらぎ高野山系県立自然公園の公園計画を次のとおり変更する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び関係振興局並びに当該公園区域の存する関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 変更する公園計画

(1) 第1種特別地域から次の区域を削除する。

伊都郡かつらぎ町大字萩原の一部

(2) 第2種特別地域に次の区域を追加する。

橋本市大字北宿の一部

橋本市大字南宿の一部

(3) 第3種特別地域に次の区域を追加する。

伊都郡かつらぎ町大字萩原の一部

(4) 第3種特別地域から次の区域を削除する。

橋本市大字北宿の一部

橋本市大字南宿の一部

(5) 次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	橋本市(丹生の滝)
園地	橋本市(宿)
宿舎	橋本市(宿)
園地	伊都郡九度山町(慈尊院)

2 変更後の公園計画を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1497号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第13条第1項の規定に基づき指定したかつらぎ高野山系県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び関係振興局並びに当該公園区域の存する関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 変更により追加する区域

橋本市大字北宿及び南宿の各一部

2 変更により削除する区域

伊都郡かつらぎ町大字萩原の一部

3 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1498号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田薬37-17	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	田辺市下三栖字前代1257番7	平成17.11.1

和歌山県告示第1499号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3071500296	有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	木村公美	グループホームひまわり	有田市箕島22-1	認知症対応型共同生活介護	平成17.11.2

和歌山県告示第1500号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年11月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部840-1 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年6月30日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,288㎡
- 6 駐車場の収容台数
96台
- 7 駐輪場の収容台数
66台
- 8 荷さばき施設の面積
50㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
30㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所(入口1箇所、出口1箇所)
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成17年10月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
御坊市商工振興課(和歌山県御坊市藪350番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年11月15日から平成18年3月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

正 誤

正 誤

平成17年3月31日付け和歌山県報号外(7)中

ページ	段	行目	誤	正
6	右	下から5行目から2行目まで	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。</p> <p>3 和歌山県企業局公舎貸与規程(昭和42年公営企業訓令第4号)は、廃止する。</p>